

私分析学 おなまえメソッド®（以下「当団体」といいます）は、運営・提供する講座に関し、以下のとおり規約（以下「本規約」といいます）を定めます。

第1条（目的、本規約の適用）

一. 受講者は次に記載した、当団体が提供する講座（以下「本講座」といいます）を受講します。当団体は受講者に対して、本講座を提供します。

本講座

私分析学	おなまえメソッド®入門トレーニング	5,500円（税込）
私分析学	おなまえメソッド®分析トレーニング	8,800円（税込）
私分析学	おなまえメソッド®分析士	198,000円（税込）
私分析学	おなまえメソッド®公認コーチ	27,500円（税込）
私分析学	おなまえメソッド®公認講師	48,400円（税込）

二. 本規約は、当団体に対し本講座の受講を、当団体指定の手続きにより申込み、かつ当団体が必要に応じて審査を行い、これを承諾した受講者に対して適用されます。

三. 受講者は、本規約のすべての記載事項について同意した上で、当団体に対し、本講座の受講を申込みものとします。

四. 受講者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、受講者は当団体に同意書を提出する必要があります。

（ア）未成年の場合（親権者の同意・捺印が必要となります。）

（イ）その他、既往症やケガなどの事由により、当団体が同意書の提出を求める場合

第2条（当団体の情報）

当団体の情報（名称、代表者の氏名、所在地及び連絡先）は次のとおりです。

名称 私分析学 おなまえメソッド®

代表者の氏名 星名 美利

所在地、連絡先

〒107-0062 東京都港区南青山 2-12-15 南青山 2 丁目ビル 5F

TEL 03-4530-4192

第3条（受講料の支払）

受講者は当団体に対し、本講座の受講料を以下のとおり支払うものとします。

一. 受講者の当団体に対する受講料の支払方法は、別途当団体が指定する銀行口座への振込みとし、振込手数料は受講者の負担とします。ただし当団体が別途認めた場合、他の支払方法により支払うことが可能です。

二. 受講者のキャンセルによる場合、当団体はいかなる理由であっても受講者から既に受領した受講料を受講者に返金する義務はないものとします。

三. 受講者が本条第1項に定めた期日までに受講料を当団体に支払わない場合、当団体は受講者がキャンセルしたものと扱えるものとします。

第4条（欠席・遅刻・早退・振替・補講）

- 一. 受講者は、本講座を欠席、遅刻または早退する場合、事前に当団体に連絡するものとします。なお、受講者が無断で本講座を2回以上欠席した場合、当団体の受講者に対する本講座提供義務がなくなるものとします。
- 二. 受講者が本講座を欠席、遅刻または早退した場合においても、受講者の当団体に対する受講料の支払義務は発生し、また、既に受講者が支払った受講料を当団体は返金しません。
- 三. 受講者が本講座において30分以上の遅刻または早退をした場合、当団体はこれを欠席として扱います。
- 四. 受講者は、何らかの理由で受講することができない、または受講することができなかった本講座の部分については、当団体の承諾を得ることを条件として、別途、振替受講することができます。なお、本講座の当該部分が満席になっている場合等、振替受講ができない場合がある旨、ご了承下さい。
- 五. 受講者は、本講座の部分について、当団体の承諾を得ることを条件として、補講として、再受講することができます。なお、本講座の当該部分が満席になっている場合等、再受講ができない場合がある旨、ご了承下さい。

第5条（休講）

当団体は、自然災害、悪天候、人的災害、交通状況の悪化、講師関係者の弔事など不測の事態により本講座を休講する場合があります。当団体は、本講座を休講する場合は、受講者にその旨を本講座開始予定日時より1時間30分前までに通知するものとします

第6条（修了規定）

- 一. 次に記載の本講座については、または出席し（全日程出席が修了条件の講座を除く）、認定試験に合格し、受講料を完済した場合、当団体より修了証（ディプロマ）を発行します。
対象となる本講座
私分析学 おなまえメソッド®分析士
私分析学 おなまえメソッド®公認コーチ
私分析学 おなまえメソッド®公認講師
- 二. 当団体は、「おなまえメソッド®分析士」、「おなまえメソッド®公認コーチ」、「おなまえメソッド®公認講師」に係る修了証を発行し、受講者を、「おなまえメソッド®会員」と認定します。
- 三. おなまえメソッド®会員は、年会費11,000円を納め運営に参加するものとします。
- 四. おなまえメソッド®公認講師は、商標利用料年間 3,300円を納めるものとします。

第7条（教材等）

- 一. 当団体が本講座を開催する際に受講者に提供する当団体オリジナルの教材等の著作権は、当団体に留保されています。
- 二. 当団体は受講者に対し、本講座を開催する際に提供する教材等を複製し、第三者に開示することを禁じます。

第8条（録音・撮影）

- 一. 受講者は、本講座中に録音または撮影を行う場合は、事前に当団体の承諾を得るものとします。
- 二. 受講者は、本条第1項の録音または撮影によって得られた音声、写真または動画を、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するものとし、事前に当団体の承諾を得ることなく、その範囲を超えて使用してはならないものとします。
- 三. 受講者は、本条第1項の録音または撮影によって得られた音声、写真または動画を、事前に当団体の承諾を得ることなく、インターネットその他の手段を用いて公表または公開してはならないものとします。

第9条（解約）

- 一. 受講者は、解約する場合、その旨を当団体に通知するものとします。
- 二. 受講者が自己都合で解約する場合は、本講座の開講日から起算して5日前から、受講料総額の100%が解約金として発生いたします。
受講者は解約する際に当該解約金を当団体に支払うものとします。
なお、受講者が受講料の一部または全部を当団体に支払っている場合は、当該支払額と違約金を精算の上、受講者は必要に応じて、違約金として不足している額を当団体に支払うものとします。
- 三. 受講者が当団体の責により解約する場合、当団体は受講者に対し、既に受領した受講料の全額を返金するものとします。

附則 令和3年10月10日制定